



第77会期 議題111
国際薬物統制

2022年12月15日総会で採択された決議

[第3委員会報告書 (A/77/466, para. 12)]

77/238. 包括的、統合的かつ均衡的なアプローチを通じて、 世界の薬物問題への取組みと対策

総会は、

1972年議定書により改正された1961年の麻薬に関する単一条約¹、1971年の向精神物質に関する条約²、1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引に関する国際連合条約³ およびその他の関連する国際文書は、国際的な薬物統制システムの礎石である、

第30回特別総会の成果文書「麻薬及び向精神薬の不正取引に関する我々の共同コミットメント」を再確認し、世界の薬物問題に効果的に取り組み、これに対応するための我々の共同コミットメント」と題する第30回特別総会の成果文書⁴、その全体を再確認し、そこに含まれる業務上の勧告が、統合的、不可分、学際的かつ相互に強化されたものであり、相互に強化するものであり、世界の薬物問題に取り組み、これを対策するための包括的、統合的かつ均衡のとれたアプローチを目指すものであることを再確認する、

世界の薬物問題に対処し、これに対抗するための我々の共同コミットメントの実施を加速するため、国内、地域、国際レベルでの我々の行動を強化することに関する2019年閣僚宣言を歓迎する⁵。この会合は、世界の薬物問題に共同で取り組み、これに対応するために過去10年間になされた公約の実施状況を把握するために開催されたものである、

¹ United Nations, *Treaty Series*, vol. 976, No. 14152.

² Ibid., vol. 1019, No. 14956.

³ Ibid., vol. 1582, No. 27627.

⁴ Resolution S-30/1, annex.

⁵ See *Official Records of the Economic and Social Council, 2019, Supplement No. 8 (E/2019/28)*, chap. I, sect. B.



世界の薬物問題に取り組むための統合的かつ均衡ある戦略に向けた国際協力に関する2009年の政治宣言と行動計画⁶、および政治宣言と行動計画の加盟国による実施に関する2014年の麻薬委員会（CND）によるハイレベルレビューの共同閣僚声明を再確認し⁷、第20回特別総会で採択された決議を再確認する⁸。

また、世界人権宣言を再確認し⁹、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約¹⁰、市民的および政治的権利に関する国際規約¹¹、ウィーン宣言および行動計画¹² およびその他の関連する国際人権文書を再確認する、

麻薬委員会（CND）が採択したすべての決議および決定を含む、すべての関連する国連決議を再確認し

2021年12月16日の決議76/188および世界の薬物問題に対処し、これに対抗するための国際協力に関するこれまでのすべての決議を再確認する、

また、需要削減および関連措置、供給削減および関連措置、ならびに国際協力のあらゆる側面が、国連憲章、国際法および世界人権宣言の目的および原則に完全に合致し、国家の主権および領土保全、国家の内政不干渉の原則、すべての人権、基本的自由、すべての個人の固有の尊厳、ならびに国家間の平等な権利および相互尊重の原則を十分に尊重した上で、対処されることを確保することへの揺るぎないコミットメントを再確認し

持続可能な開発のための2030アジェンダ¹³を再確認し、持続可能な開発目標を達成するための努力と世界の薬物問題に効果的に対処するための努力は補完的であり、相互に強化し合うものであることに留意する、

また、薬物規制に関する主要な責任を有する国連システムの政策決定機関としての麻薬委員会（CND）の主要な役割、ならびに国連薬物条約の目的および条項に関連するすべての事項を検討し、勧告を行うという条約に定められた委員会の機能を再確認し、国連の努力に対する総会の支持と感謝の念も再確認する、また、国連開発計画（UNDP）、国連人権高等弁務官事務所（UNHCR）、国連エイズ合同計画（UNAIDS）および国連ジェンダー平等と女性の地位向上のための機関（UN-Women）などが、それぞれの職務権限の範囲内で果たす役割と貢献を認識する、

2018年3月23日の人権理事会決議37/42「人権に関して世界の薬物問題に効果的に対処し、これに対抗するための共同コミットメントの実施への貢献」と題する決議を再確認し¹⁴

⁶ Ibid., 2009, Supplement No. 8 (E/2009/28), chap. I, sect. C.

⁷ Ibid., 2014, Supplement No. 8 (E/2014/28), chap. I, sect. C.

⁸ Resolutions S-20/1, S-20/2, S-20/3 and S-20/4 A-E.

⁹ Resolution 217 A (III).

¹⁰ See resolution 2200 A (XXI), annex.

¹¹ Ibid.

¹² A/CONF.157/24 (Part I), chap. III.

¹³ Resolution 70/1.

薬物政策に関連する恣意的な拘禁に対処する取り組みに留意する、

また、違法薬物取引と違法銃器取引の関連に対処するための国際協力の強化に関する2022年3月18日の麻薬委員会（CND）決議65/2を再確認し¹⁵

さらに、包括的かつ科学的根拠に基づく早期予防の促進に関する2022年3月18日の麻薬委員会（CND）決議65/4を再確認する¹⁶。

世界の薬物市場の現在の動向を反映した『世界薬物報告書2022』に留意する、

国際薬物統制3条約が人類の健康と福祉に関わるものであり、人権が薬物政策の設計と実施のための国際的な法的枠組みの不可欠な一部であることを認識し、世界の薬物問題の人権上の影響に対処する努力を念頭に置く、

国連機関、国際金融機関および関連する地域・国際機関が、それぞれの職務権限の範囲内で、麻薬委員会（CND）の作業および加盟国の世界薬物問題への対処・対策の努力に貢献していることに感謝の意を表し、その要請に応じて、国際協力および機関間協力を強化し、世界薬物問題に関し、その作業を促進し、あらゆるレベルの国際連合システム内の一貫性を高めるために、麻薬委員会（CND）が関連情報を利用できるようにすることを奨励する、

女性受刑者の処遇および女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク規則）17、非拘禁措置に関する国連標準最低規則（東京規則）18および受刑者の処遇に関する国連標準最低規則（ネルソン・マンデラ規則）19を含む、犯罪防止および刑事司法における関連する国連の基準および規範を再確認する。

また、国内、憲法、法律および行政制度を十分に考慮し、国際的な3つの薬物規制条約に従い、東京規則などの関連する国連の基準および規則を適宜考慮に入れながら、適切な性質の場合には、有罪判決または刑罰に関する代替措置または追加措置を策定し、採用し、実施する必要性を再確認する、

法の執行および刑事司法制度における体系的な人種差別を含め、法の執行当局者が社会的弱者または社会から疎外された者に対して行うあらゆる差別的または暴力的行為を非難し、そのような行為が不処罰で扱われないことを確保することの重要性を強調し、この点に関し、2019年9月26日の決議42/22を通じた人権理事会の要請に留意する²⁰。恣意的拘禁に関する作業部会が、その権限の範囲内で、薬物政策に関連する恣意的拘禁に関する研究を準備し、2021年5月18日に公表したことに留意する、

¹⁴ See *Official Records of the General Assembly, Seventy-third Session, Supplement No. 53 (A/73/53)*, chap. IV, sect. A.

¹⁵ See *Official Records of the Economic and Social Council, 2022, Supplement No. 8 (E/2022/28)*, chap. I, sect. B.

¹⁶ *Ibid.*

¹⁷ Resolution 65/229, annex.

¹⁸ Resolution 45/110, annex.

¹⁹ Resolution 70/175, annex.

²⁰ See *Official Records of the General Assembly, Seventy-fourth Session, Supplement No. 53A (A/74/53/Add. 1)*, chap. III.

薬物関連政策およびプログラムにおいて、ジェンダーおよび年齢の視点を適切に主流化すること、ならびにその設計および実施において、女性と青少年が完全かつ平等で、有意義かつ効果的に参加することの重要性を認識する、

また、経験や優良事例の交換、技術支援の促進を含め、教育現場においても、子どもや若者の薬物乱用防止を強化する取り組みを強化する必要性を認識し、教育現場における薬物乱用防止の取り組み強化に関する2018年3月16日の麻薬委員会（CND）決議61/2を再確認する²¹。

世界の薬物問題の結果として、社会と個人とその家族が支払う高い代償に深い懸念を表明し、法執行機関および司法関係者、ならびにこの現象に対抗し、対処するために尽力している医療関係者、市民社会関係者、ボランティアなど、命を犠牲にした人々に特別な敬意を表する、

先住民族は、その伝統的な医薬品に対する権利を有し、その重要な薬草、動物、鉱物の保護を含め、その健康習慣を維持する権利を有すること、また、先住民族の権利に関する国連宣言22に従い、いかなる差別もなく、すべての社会・保健サービスを利用し、意思決定プロセスに参加する権利を有することを再確認する。

あらゆるレベルにおける国際連合システム内の首尾一貫性を強化するための継続的な努力を歓迎し、適用される人権義務に従って国際薬物統制条約の履行において加盟国を支援し、薬物プログラム、戦略および政策の文脈において人権、基本的自由およびすべての個人の尊厳の保護と尊重を促進するための努力において、国連薬物犯罪事務所（UNODC）と、世界保健機関（WHO）および国際麻薬統制委員会（INCB）を含むその他の国連機関との間で、それぞれの職務権限の範囲内で、協力を継続し、強化する必要性を再確認する、

二国間、地域レベル及び国際レベルでのイニシアティブにより既に達成された成果に感謝の意を表明し、違法薬物の需要と供給を削減するための国際協力を通じて、持続的かつ集団的な努力により、更なる肯定的な成果を達成することができることを認識し、また、世界の薬物問題が、全人類の精神的健康を含む健康、安全及び幸福に対する課題を提起し続けていることを認識し、これらの課題に立ち向かうために、国内的及び国際的な努力を強化し、国際協力を更に強化することを決議する、

世界の薬物問題に対処し、これに対抗するための効果的かつ包括的なアプローチを発展させる上で、加盟国が極めて重要な役割を果たすことを再確認する、

共通かつ共有の責任の原則および適用される国際法に合致し、締約国が自国の優先事項および必要性に応じて国内の薬物政策を設計し、実施するための十分な柔軟性を許容する3つの国際薬物規制条約に準拠して対処すべき、持続的で、新しく、発展的な課題が存在することを認識する、

²¹ See *Official Records of the Economic and Social Council, 2018, Supplement No. 8 (E/2018/28)*, chap. I, sect. B.

²² Resolution 61/295, annex.

また、世界の薬物問題は、効果的かつ拡大された国際協力を通じて多国間で対処されるべき共通の責任であり、統合的、学際的、相互強化的、均衡のとれた、科学的証拠に基づく包括的なアプローチが必要であることを認識する、

共通かつ共有された責任の原則に則り、保健、教育、社会、人権、経済、司法、治安、法執行の分野を含め、世界の薬物問題の主要な原因と結果に対処するため、あらゆるレベルの国内当局間の緊密な協力と協調の必要性を再確認し、持続可能で実行可能な生活の促進の分野を含め、包括的でバランスのとれた政策介入の価値を認識する、

世界の薬物問題に対処し、これに対抗するための包括的、統合的、均衡あるアプローチの一環として、全人類の健康、安全、幸福を促進し、保護する観点から、個人、家族、地域社会、社会全体に適切な重点を置くべきであることを認識する、

薬物乱用を減らすには、需要を減らす努力が必要であり、それは、年齢と性別に対応し、予防、教育、早期発見と介入、治療、ケアと関連する支援サービス、回復支援、薬物使用者の社会復帰と社会的再統合を含む包括的な公衆衛生的アプローチを統合し、3つの国際薬物規制条約を完全に遵守した、持続的で広範な需要削減イニシアティブによって実証されなければならないことを再確認する、

麻薬密売人が密売銃器で武装し、人々や法執行関係者を多大なレベルの暴力と被害にさらしていることを深く憂慮する、

第30回特別総会の成果文書に従い、包括的、統合的かつ均衡のとれたアプローチに従って世界の薬物問題に取り組み、これに対抗するために、要請に応じて加盟国を支援する努力を強化することを含め、世界の薬物問題の公衆衛生に関連する側面に関する既存の協力の強化・拡大における進展を歓迎し、世界の薬物問題の公衆衛生と刑事司法の両側面を考慮に入れる必要性を再確認する、

国内法に合致している場合には、インフォームド・コンセントの下で、薬物使用障害を持つ個人の自発的な治療プログラムへの関与と参加を奨励し、適切な場合には、長期的な回復状態にある人々を含む影響を受けた人々を巻き込んだ、科学的根拠に基づくアウトリーチ・プログラムおよびキャンペーンを開発し、実施することの重要性に留意する、健康的なライフスタイルを促進し、世界の薬物問題の健康上・社会上の悪影響を軽減し、社会的疎外を防止し、非スティグマ的態度を促進すること、ならびに、治療、ケアまたは持続的な回復プログラムに参加している人々を関与させ、その関与を維持するための効果的なアウトリーチを実施すること、および、そのようなプログラムおよび併存疾患の治療を含む関連支援サービスへのアクセスを容易にし、能力を拡大するための措置を講じること、

急速な技術革新が、薬物治療サービスのための遠隔相談、遠隔医療、薬物の提供・配送における柔軟性の向上などを通じて、コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行によってもたらされた課題の一部への対処に役立っていることを認識する一方で、海上人身売買の増加、ダークネットと表層ウェブの両方を通じた薬物のオンライン販売など、人身売買のルートと方法の変化によってもたらされた課題に対処する必要性も認識する、

また、COVID-19の大流行が、失業者の増加、社会的支援制度の弱体化、治療・回復支援サービスへのアクセス不足、不平等の深刻化といった社会的影響を含め、世界の薬物問題のあらゆる側面に及ぼした結果を認識し、その結果、違法薬物使用の新たなパターンが発展し、薬物の違法な栽培・生産・製造・取引が行われ、ダークネットと表層ウェブの両方を通じた薬物のオンライン販売の増加など、ある種の薬物の製造・流通・販売・取引の新たな手法ももたらされた可能性があることを認識する、

アンフェタミン型覚せい剤の不正製造と世界的な流通に関与する多国籍犯罪集団がますます巧妙になっていること、また、麻薬や向精神薬の不正製造に使用される化学前駆物質の拡散と転用が増加していることに重大な懸念を示し、特定の薬物の乱用の増加や、公衆衛生に対する脅威となる可能性があり、3つの国際薬物規制条約で規制されていない新物質の世界的な拡散を含め、新たな精神作用物質が引き続き課題となっていることを深く憂慮する、

代替開発が、麻薬作物の不法栽培に対する重要かつ合法的で実行可能かつ持続可能な代替手段であり、世界の麻薬問題およびその他の麻薬関連犯罪の課題に対抗するための効果的な手段であることを再確認し、また、代替開発、および適切な場合には、持続可能な作物規制戦略の一部である予防的代替開発プログラムを含む、長期的かつ包括的で持続可能な開発志向かつ均衡のとれた麻薬規制政策およびプログラムの実施を通じて、麻薬の不法栽培、製造、生産、および密売に関連する社会経済的問題に対処することへのコミットメントを再確認する、

また、世界の薬物問題に対処し、これに対抗するために十分な資源を動員する必要性を再確認し、世界薬物問題に対抗するための統合的かつ均衡ある戦略に向けた国際協力に関する政治宣言および行動計画ならびに第30回特別総会の成果文書の運用勧告を効果的に実施するために、要請に応じて、開発途上国に対する支援を強化することを求める、

違法薬物生産および薬物作物の違法栽培に関連する世界薬物問題の側面が、食糧安全保障、森林伐採、土壌浸食および劣化、固有種の喪失、土壌、地下水および水路の汚染、温室効果ガスの放出を含む環境に深刻な害をもたらすことに懸念を表明し

2019年の閣僚宣言において、2024年の委員会での中間レビューを経て、2029年の麻薬委員会（CND）において、すべての国際的な薬物政策の約束の実施状況をレビューすると加盟国の約束を再確認する、

1. 国内法および3つの国際薬物規制条約に従い、予防、早期介入、治療、ケア、回復、リハビリテーションおよび社会復帰措置、ならびに薬物乱用が公衆衛生および社会に及ぼす悪影響を最小化することを目的とした措置およびイニシアティブを網羅する、あらゆるレベルにおける効果的かつ包括的で科学的根拠に基づく需要削減イニシアティブを通じて、すべての個人、家族、地域社会および社会全体の健康、福祉および幸福を促進し、健康的なライフスタイルを促進することへのコミットメントを改めて表明する；

2. 薬物政策の開発および実施において、すべての人権、基本的自由、すべての個人の固有の尊厳および法の支配を尊重し、保護し、促進することへのコミットメントを再確認する；

3. 世界の薬物問題に取り組む加盟国の決意を再確認するとともに、共通かつ共有責任の原則に沿って、保健、社会、人権、経済、司法、治安および法執行の分野を含む世界の薬物問題の主要な原因および結果に取り組む必要性を認識し、さらに、薬物乱用に起因する公衆衛生、安全および社会問題に取り組む加盟国の決意を再確認し、持続可能で実行可能な生活の促進の分野を含む包括的でバランスのとれた政策介入の価値を認識する；

4. 加盟国に対し、情報共有および国境を越えた協力を通じて、また、教育、予防、早期介入、治療、ケア、リハビリテーションおよび社会復帰を目的とする国家プログラムを強化することを含め、包括的かつ統合的な政策を策定し、実施するにあたり、不正作物栽培および合成薬物を含む麻薬および向精神薬の不正生産、製造、輸送、密売、流通および乱用の影響を最も受けている国との二国間、地域間および国際的な協力を促進し、技術支援を行うよう求める；

5. 世界の薬物問題への対処と対策における協力を強化し、地域・小地域機関および地域横断的イニシアティブが実施する戦略・政策の有効性と包括性を追求するための現在進行中の努力を歓迎する；

6. 加盟国に対し、共通かつ共有された責任の原則に基づき、世界薬物問題への対処と対策を目指し、国際開発共同体および他の主要な利害関係者と協力し、北南協力、南南協力および三角協力を含む効果的な協力と実際の行動に関与するよう求める；

7. また、加盟国に対し、3つの国際薬物統制条約及びその他の国際法文書並びに国内法に従い、特に犯罪人引渡し、相互法的支援及び訴訟手続の移転の分野における司法協力を含め、適宜、刑事問題における地域的、小地域的及び国際的協力を強化すること、並びに要請国に対する的を絞った技術支援の提供を通じ、各国の権限ある当局に適切な資源を提供するよう努力することを求める；

8. 加盟国に対し、科学的根拠に基づく実践を用いて、薬物使用障害の予防及び治療を促進することを奨励し、国連薬物犯罪事務所（UNODC）が世界保健機関（WHO）と協力して作成した「薬物使用防止に関する国際基準」及び「薬物使用障害の治療に関する国際基準」の第2版更新版に留意する、科学的根拠に基づく政策の開発および実施において、非スティグマ化の態度を促進し、メンタルヘルスおよび心理社会的支援サービスを含む、到達可能な最高水準の身体的・精神的健康および福祉を享受する権利を含む、人権および尊厳の尊重を反映する；

9. 薬物依存は、社会的原因と結果を伴う、慢性的かつ再発しやすい性質を特徴とする複雑で多因子にわたる健康障害であり、特に、地域社会に根ざしたプログラムを含む、科学的根拠に基づく効果的な薬物治療、ケアおよびリハビリテーション・プログラムを通じて予防および治療が可能であることを認識し、また、メンタルヘルスおよび心理社会的支援サービスを含む、薬物使用障害を有する個人のアフターケアおよびリハビリテーション、回復および社会復帰のための能力強化の必要性を認識し、さらに、適切な場合には、効果的な労働市場への復帰のための支援およびその他の支援サービスを通じて、

薬物使用障害を有する個人のアフターケアおよびリハビリテーション、回復および社会復帰のための能力強化の必要性を認識する；

10. 加盟国に対し、特に、国内法および適用される国際法に従い、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の可能な行為を防止することを含め、国内の権限のある当局による薬物治療およびリハビリテーション施設の効果的な監督を通じて、継続的な改善を確保する観点から、併存症を含む薬物乱用の予防、治療、持続的な回復および薬物乱用の健康上および社会上の悪影響を軽減する関連支援サービスの質保証メカニズムを開発することを奨励する；

11. また、加盟国に対し、薬物関連死亡率を減少させるために、ナロキソンのようなオピオイド受容体拮抗薬の使用を含む、薬物の過剰摂取、特にオピオイドの過剰摂取の予防と治療のための要素を、国内法に従い、適切に、国内薬物政策に含めることを促進するよう奨励する；

12. 加盟国に対し、薬物乱用とその有害な影響および結果に関する情報を子どもや青少年に提供することや、薬物使用防止プログラムおよび公衆啓発キャンペーンを通じた場合を含め、官民両部門の教育機関を含む複数の環境において、関連する年齢層およびリスク群を対象とした、科学的根拠に基づく防止対策および手段、特に有効性が実証されたライフスキル・プログラムの利用可能性、適用範囲および質を高めるよう求める、インターネット、ソーシャルメディアおよびその他のオンライン・プラットフォームを利用することを含め、あらゆるレベルの教育制度、および職場を含む職業訓練で使用するための防止カリキュラムおよび早期介入プログラムを開発し、実施すること、ならびに、カウンセリング、防止およびヘルスケア・サービス、ならびに健康的なライフスタイルを選択する機会、ならびに安全で薬物のない環境を促進するためのカウンセリング、防止およびヘルスケア・サービスを提供または推奨するための、教師およびその他の関連する専門家、ならびに両親および保護者の能力を強化すること；

13. 加盟国に対し、エビデンスに基づく薬物使用防止イニシアティブを開発し実施する際に、公衆衛生、教育、法執行当局間の協力を強化することを検討するよう求める；

14. 予防科学における重要な進歩を認め、予防が、規制薬物の非医療的使用に対処するための包括的かつ科学的根拠に基づく需要削減イニシアティブの主要な構成要素の一つであることを確立し、また、特に、小児期の有害体験、ならびに社会的要因、リスク要因および保護的要因を含む個人的要因および環境的要因への対処に焦点を当てた効果的な早期予防戦略および対策が、子ども、若者および成人が家族とともに、教育環境、職場および地域社会に積極的に関与することに大きく寄与することを認める；

15. 加盟国は、国際麻薬統制委員会（INCB）と協力し、人類の健康と福祉を促進する観点から、医療および科学的目的のための規制薬物へのアクセスを、既存の障壁に適切に対処することにより改善し、同時にそのような物質の転用や乱用および密売を防止し、また、必要に応じて、国家薬物統制制度および国内評価メカニズムならびにプログラムの適切な機能を強化することに、改めて強くコミットする、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、世界保健機関（WHO）及びその他の関連する国際連合システム機関と協力して、3つの国際薬物統制条約が要求する適切な管理メカニズムの範囲内で、医学的及び科学的目的のための

規制物質の入手可能性及び利用可能性に対する障害を特定し、分析し、除去すること；

16. 加盟国に対し、既存の国連薬物犯罪事務所（UNODC）の技術支援ツールを活用し、エビデンスに基づく治療が利用できるようにすることを含め、包括的なアプローチを通じて、世界の薬物問題がもたらす健康上・社会上の悪影響を削減するよう求める；

17. 加盟国およびその他の援助国に対し、世界の薬物問題への対応、特にHIV/AIDSへの対応（国連合同HIV/AIDS計画を含む）に対し、二国間資金およびその他の資金を引き続き提供すること、また、持続可能な開発のための2030アジェンダにおける「誰一人取り残さない」という誓約の精神に則り、そのような資金が、薬物を注射する人々の間で拡大するHIV/AIDSの蔓延、および刑務所の環境におけるHIV/AIDSへの対応に寄与するよう努力することを求める；

18. 加盟国に対し、軽微で非暴力的な薬物関連犯罪で告発された者のために、代替的な非親告罪的措置を検討すること、3つの国際薬物統制条約および国内法に合致し、かつ国内、憲法、法律および行政制度に従って、適切な性質の場合には有罪判決または刑罰に関する代替的または追加的措置を推進すること、および法執行における薬物統制の取り組みが国家の人権義務に合致することを確保することを奨励する；

19. 加盟国に対し、関連し適用される国際法に従い、犯罪防止および刑事司法に関する国連の基準および規範を考慮に入れて、恣意的な逮捕および拘禁ならびに拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止を堅持し、不処罰を撤廃するための実際的な措置を含む、刑事司法手続に係る法的保障および適正手続の保障を確保し、かつ、法律扶助および公正な裁判を受ける権利への適時のアクセスを確保する加害者を裁判にかけるための、薬物関連犯罪に対する効果的な刑事司法対応を促進し実施するよう求める；

20. 加盟国に対し、刑罰の重さが犯罪の重大性に比例し、1988年の麻薬及び向精神薬物の不正取引に関する国際連合条約第3条及びその他の関連し適用される国際法に列挙された状況を含め、国内法に従い、緩和要因と加重要因の両方が考慮される、薬物関連犯罪に対する国家の量刑政策、慣行及びガイドラインを促進するよう奨励する；

21. 加盟国に対し、関連する医療従事者の研修、適切な場合には教育、公衆の意識の向上、特にマーケティングに関連する問題についての民間部門との関与に取り組む措置およびイニシアティブを含む、非医療目的での合成麻薬の使用および転用を防止するためのさらなる措置をとるよう求める；

22. 特に、より効果的な薬物関連犯罪の防止および法執行措置を通じて、また、銃器取引、マネーロンダリング、汚職およびその他の犯罪行為を含む他の形態の組織犯罪との関連に対処することにより、薬物関連犯罪および暴力と同様に、麻薬および向精神薬物の不正栽培、生産および製造、ならびに取引を防止し、これに対抗する努力を強化することにより、個人、社会および地域社会の安全を守り、安全を確保するとのコミットメントを改めて表明する；

23. 加盟国に対し、人身取引、銃器取引、サイバー犯罪、マネーロンダリング、場合によってはテロ資金供与に関連するマネーロンダリングを含むテロリズムを含む、薬物取引、汚職、その他の形態の組織犯罪間のつながりの増大がもたらす深刻な課題に対応するため、国内、地域、小地域、地域間、国際的な能力を強化し、既存の関連する地域的、必要に応じて小地域的、国際的なネットワークを活用し、活動情報を交換するよう求める、特に、既存の国連薬物犯罪事務所（UNODC）技術支援ツールを活用し、効果的な政策立案と介入を確保するための信頼できるデータ収集、調査、及び必要に応じて情報・分析共有の促進・支援など、統合的かつ学際的なアプローチを用いることにより、サイバー犯罪及びマネーロンダリング、場合によってはテロ資金供与に関連するマネーロンダリングを含むテロリズムに対処する；

24. また、加盟国に対し、必要に応じて、麻薬及び向精神薬の不正な生産、製造及び取引を防止、監視及び取り締まるため、協調的な国境管理戦略を採用し、強化するよう求める（銃器の取引、不正な資金の流れなど、他の形態の国際組織犯罪と関連している場合も含む）、また、加盟国に対し、要請に応じて、特に発展途上国に対し、国境および法執行機関の能力を高めるため、必要な訓練および維持支援とともに、適切な場合には、機器および技術の提供を含む技術支援を提供することを求める；

25. 通過国が引き続き多面的な課題に直面していることを認識し、特に、1988年条約に合致して、世界の薬物問題に効果的に対処し、これに対抗する能力を強化するため、技術支援の提供を含む協力および支援の継続的な必要性を再確認する；

26. 加盟国が世界薬物問題の保健、社会経済、人権、司法および法執行の側面に効果的に対処するのを支援するため、適切な場合には、国連薬物犯罪事務所（UNODC）ならびに世界保健機関（WHO）およびその他の関連する国連機関ならびに国際機関および地域機関と協力し、通過国を含む要請国に対し、適切な資金援助、訓練、能力構築、設備および技術的ノウハウを含む、専門的、的を絞った、効果的かつ持続可能な技術支援を、それぞれの権限の範囲内で強化するとのコミットメントを改めて表明する；

27. 加盟国に対し、健康への悪影響を含む新たな精神作用物質、およびメタンフェタミンを含むアンフェタミン型覚せい剤の脅威の増大に対処するため、国内および国際的な行動を強化するよう求める、また、麻薬や向精神薬、前駆物質を含む医薬品の転用や誤用を防止する一方で、合法的な目的での入手を確保することの重要性に留意する；

28. 加盟国に対し、麻薬及び向精神薬を含む植物の不法栽培を防止し、根絶するための措置が、基本的人権を尊重し、そのような使用の歴史的証拠がある場合には伝統的な合法的使用、及び環境の保護に十分配慮し、3つの国際薬物規制条約に従い、また、適切な場合には国内法に従い、先住民族の権利に関する国連宣言にも配慮することを確保するよう奨励する；

29. また、加盟国に対し、関連する人間開発指標、環境の持続可能性に関連する基準、および持続可能な開発目標に沿ったその他の測定の利用を含め、かかるプログラムの有効性を高めるという観点から、適宜、代替開発プログラムおよび予防的代替開発プログラムの影響を含め、需要および供給削減戦略の影響の評価を改善するよう奨励する；

30. さらに、加盟国に対し、代替開発の努力の中で、違法な森林伐採、土壌および水の汚染、ならびに食の安全への悪影響をもたらす、麻薬の生産に使用される作物の違法な栽培が環境に及ぼす有害な影響を検討し、対処すること、ならびに、環境の保全および持続可能な利用、ならびに生物多様性の保護に関して代替開発によって提供される機会を捉えることを奨励する；

31. 特に、代替開発、根絶、法執行措置を含む可能性のある持続可能な作物管理戦略の強化の必要性を認識し、この点に関し、加盟国に対し、麻薬作物の不法栽培およびその他の不法薬物関連活動に対処するため、開発志向の介入策を検討するとともに、雇用機会、改善されたインフラおよび基本的な公共サービス、ならびに適切な場合には、農民および地域社会の土地へのアクセスおよび法的所有権を通じて、男女が等しく利益を受けることを確保するよう奨励する；

32. 共通かつ共有された責任の原則に従い、地域、国、国際レベルのすべての関係者と緊密に連携し、適切な場合には予防的代替開発を含む包括的かつ持続可能な代替開発プログラムを支援するため、小地域、地域、国際協力を強化するとのコミットメントを改めて表明する、そして、代替開発に関する国連の指導原則²³の実施に向けたベストプラクティスを開発し、共有するために、特に代替開発に関する広範な専門知識を有する国々から得られたすべての教訓とグッドプラクティスを考慮に入れ、この点に関して、2017年12月19日の決議72/197、および2022年3月18日の麻薬委員会（CND）決議65/1を再確認する；²⁴

33. 関連する国際金融機関、国連機関、非政府組織および民間部門に対し、適切な場合には、包括的かつ均衡のとれた開発志向の薬物規制プログラムおよび包摂的な経済成長を促進するための実行可能な経済的代替案の実施ならびに貧困撲滅に貢献するイニシアティブ、とりわけ代替開発を含むイニシアティブの支援のために、長期的かつ柔軟な資金提供を通じた支援を拡大することを検討するよう求める、加盟国に対し、特定されたニーズと国家の優先事項に基づき、麻薬作物の不法栽培の影響を受ける地域および脆弱な人々のための予防的な代替開発プログラムを開発し、インフラと社会的包摂および保護を改善し、不法作物栽培と麻薬および向精神薬の製造および生産が環境に及ぼす影響に対処するための対策を、地域社会の参加を得て開発するよう奨励する；

²³ Resolution 68/196, annex.

²⁴ See *Official Records of the Economic and Social Council, 2022, Supplement No. 8 (E/2022/28)*, chap. I, sect. B.

34. 加盟国に対し、代替開発プログラムの設計と実施において、農民、女性、少数民族、先住民を含む地域社会の参加を確保し、できれば不正作物の栽培から得られる既存の生計を取り除く前に、代替の生計を確保するよう求める；

35. また、加盟国に対し、薬物の予防、治療、持続的な回復、社会復帰及び関連する支援サービスを含む、薬物政策及びプログラムの開発、実施、モニタリング及び評価のすべての段階において、ジェンダー視点を主流化し、女性の完全かつ平等で有意義かつ効果的な参加を確保することを求める、世界の薬物問題に関して女性と女児が直面する特定のニーズと状況を考慮し、締約国として、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約25を実施し、薬物の影響を受ける集団と地域社会の特定のニーズを満たす上で、年齢とジェンダーに関連するデータを含むデータの収集と分析に基づく絞った介入の重要性を念頭に置いた、ジェンダーに配慮した、年齢に応じた施策を開発し、普及させること；

36. 国連薬物犯罪事務所（UNODC）に対し、要請に応じて、加盟国に対し、世界の薬物問題に関連する政策及びプログラムにジェンダーの視点を主流化するための支援を継続するよう要請するとともに、国連ジェンダー平等と女性の地位向上のための機関（UN-Women）及びその他の関連する国連機関に対し、その権限の範囲内で、この点で同事務所と協力するよう要請する；

37. 女性受刑者の処遇及び女性犯罪者の非拘束措置に関する国連規則（バンコク規則）に沿って、女性の薬物犯罪者が収監される際の特定のニーズ及び考えられる複数の脆弱性を考慮することを奨励する；

38. 加盟国に対し、薬物政策を適応させ、世界の薬物問題に対処し、これに対抗するための包括的な政策を策定する際に、脆弱な状況にある社会の構成員の特定のニーズに応える措置、プログラムおよび行動を検討するよう求める；

39. HIV/エイズに関する政治宣言を再確認する： 2021年6月8日に総会で採択された「不平等に終止符を打ち、2030年までにAIDSを終わらせる軌道に乗る」²⁶を再確認する。

40. 関連する国家当局に対し、国内法および3つの国際薬物統制条約に従い、包括的かつ均衡のとれた薬物需要削減努力の文脈において、国家的な予防、治療、ケア、回復、リハビリテーションおよび地域社会に根ざした社会復帰の措置およびプログラムに、適切な薬物支援療法プログラムを含む、薬物乱用の公衆衛生上および社会的な悪影響を最小化することを目的とした効果的なエビデンスに基づく措置を含めることを検討するよう求める、薬物乱用に関連するHIV、ウイルス性肝炎およびその他の血液媒介性疾患の感染を予防する抗レトロウイルス療法およびその他の関連する介入策を含む、適切な薬物補助療法プログラム、注射器具プログラム、および介入策へのアクセスを確保することを検討すること、また、この点に関して、世界保健機関（WHO）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連合同エイズ計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS）により発行された、注射薬物使用者に対するHIVの予防、治療、ケアへの普遍的アクセスの目標を設定するための各国のためのテクニカルガイドの利用を適宜促進すること；

²⁵ United Nations, *Treaty Series*, vol. 1249, No. 20378.

²⁶ Resolution [75/284](#), annex.

41. 加盟国に対し、最も効果的な需要及び供給削減戦略について、アカデミアを含む国内、地域及び国際的な科学コミュニティの貢献を考慮しつつ、共同研究を実施する機会を特定し、これを活用するとともに、最新の科学研究を継続的に共有すること、並びに、3つの国際的な薬物規制条約及び薬物政策の公約に従い、薬物需要を削減するための介入に関する改善されたベスト・プラクティスを開発することを奨励する；

42. 加盟国に対し、薬物の使用および疫学に関する信頼できかつ比較可能なデータ（気化したものを含む薬物の乱用によって引き起こされる健康および社会的影響に対するあらゆるリスクまたは損害に関する科学的データ、社会的、経済的およびその他のリスク要因に関する科学的データ、ならびに薬物政策と人権との関連に関するデータを含む）の国および国際レベルでの共有とともに、体系的な情報収集および証拠収集を促進し、改善するよう求める、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、世界保健機関（WHO）及びその他の関連する国連機関と協力して、麻薬委員会（CND）及び世界保健総会を通じて、適宜、薬物使用防止に関する国際基準等の国際的に認められた基準の使用及びベストプラクティスの交換を促進し、効果的な薬物使用防止戦略及びプログラムを策定すること；

43. また、加盟国に対し、国連薬物犯罪事務所（UNODC）に対し、最近の進展と現在および将来の課題を評価するため、3つの国際薬物統制条約に合致する、最近実施されたベストプラクティスおよびプログラムに関する情報を提供するよう求める；

44. 加盟国が薬物統計の質と利用可能性を向上させ、国連薬物犯罪事務所（UNODC）からのデータ収集要請に効果的に対応できるよう支援するための国家統計能力構築の必要性を強調し、国際機関および地域機関に対し、加盟国の要請に応じて、この点で加盟国を支援するよう要請する、加盟国に対し、年次報告アンケートを通じて、世界の薬物問題のあらゆる側面に関連するデータおよび情報を定期的に事務局に報告するよう求めるとともに、麻薬委員会（CND）に対し、薬物関連事項に関する国際連合システムの中心的な政策決定機関として、正確で、信頼性が高く、客観的で、比較可能なデータを収集、分析、利用、普及する事務局の能力を強化し、そのような情報を『世界薬物報告』に反映させるよう求める；

45. 加盟国に対し、世界の薬物問題のあらゆる関連側面に対処するためのプログラムの効果を測定するため、正確で、信頼性が高く、細分化され、包括的で、比較可能なデータを収集・分析するための一連の国家薬物政策指標およびツールを見直す必要性を検討するよう求める；

46. 加盟国に対し、適用される法律の枠内で、刑事司法対応の有効性を高めるために、データ収集、研究、情報の共有、ならびに、薬物関連犯罪の防止・対策および薬物供給削減措置・慣行に関するベスト・プラクティスの交換を促進することを奨励する；

47. 国連薬物犯罪事務所（UNODC）に対し、不正薬物取引と銃器取引の関連性を明らかにするため、データ収集、調査、および必要に応じて情報・分析共有に関して、要請に応じて加盟国への支援を継続し、予算外資源の利用可能性を条件として、これらの関連性に関するすでに実施されている調査を継続するよう要請する；

48. 加盟国に対し、特に、適用される人権義務を含む国内法および国際法に合致した、より効果的な薬物関連犯罪の防止および法執行措置を通じて、また、銃器取引、マネーロンダリング、汚職およびその他の犯罪活動を含む、その他の形態の組織犯罪との関連に対処することにより、薬物関連犯罪および暴力と同様に、麻薬および向精神薬の不法栽培、生産および製造、ならびにその取引を防止し、これに対抗するための努力を強化するよう求める；

49. 公衆衛生、開発、人権、司法及び法執行の分野、並びに民間部門、特に化学及び製薬産業との間のパートナーシップを強化すること、並びに適切な場合には、省庁間の協力及び意思疎通を促進することを含む、薬物政策における統合的アプローチの重要性を再確認する；

50. 市民社会、科学界、学術界、民間部門および影響を受ける地域社会が、薬物問題の分析、サービスの提供および薬物政策の人権への影響の評価を通じて、世界の薬物問題への対処および対策において重要な役割を果たすことができることを認識し、適切な場合には、薬物規制政策およびプログラムの評価を支援するために、関連する科学的証拠の設計、実施および提供において市民社会および影響を受ける地域社会の参加を奨励する；

51. 国連薬物犯罪事務所（UNODC）およびその現地事務所が、国際組織犯罪および麻薬密売との闘いにおける現地レベルでの能力構築において重要であることを再確認し、同事務所に対し、国および地域の取り組みに対する効果的な支援レベルを維持するよう奨励し、すべての加盟国に対し、適宜、ドナー基盤を拡大し、自発的拠出を増加させることにより、同事務所に対する財政的および政治的支援を最大限提供するよう要請する、また、同事務所に対し、ベストプラクティスや科学的基準を共有し、独自の比較優位からの利益を最大化するため、世界の薬物問題への対処と対策に関与する政府間、国際機関および地域機関と、必要に応じて引き続き協力するよう要請する；

52. 2022年9月21日及び22日の国際麻薬統制委員会（INCB）議長の声明に留意する；

53. 国連薬物犯罪事務所（UNODC）および国際麻薬統制委員会（INCB）に対し、効果的な予防、早期介入、治療、ケア、回復、リハビリテーションおよび社会復帰を通じ、市民社会および科学界と適宜協力しながら、世界の薬物問題に対処する上で、保健および社会福祉対策を強化するための包括的、統合的かつ均衡のとれたアプローチの一環として、それぞれの権限の範囲内で、世界保健機関（WHO）およびその他の権限ある国連機関との協力を引き続き強化し、麻薬委員会（CND）に適切な最新情報を提供するよう要請する；

54. 国連薬物犯罪事務所（UNODC）に対し、加盟国ならびに関連する国連機関、政府間機関および地域機関ならびに科学界および市民社会との緊密な協力の下、要請があれば、技術支援を通じて、現行の薬物統計のギャップを特定し、国レベルでの既存のデータ収集・分析手段を強化する可能性を探ることを含め、加盟国が報告メカニズムを発展させる能力を強化するための支援を継続するよう要請する；

また、各国政府が条約上の義務を十分に果たし、麻薬委員会（CND）、経済社会理事会、総会の決議を十分にフォローアップできるように、各国政府に技術支援を提供すること；

55. 国連薬物犯罪事務所（UNODC）との緊密な協力の下、すべての関連する国連機関に対し、加盟国が、国際薬物統制3条約の枠内で、人権を尊重しつつ、世界の薬物問題に対し、均衡のとれた、包括的、統合的、学際的、証拠に基づく、開発志向かつ持続可能な対応を策定し、実施することを支援することを奨励する；

56. 第30回特別総会の成果文書に示された勧告を含め、2009年以降になされた世界の薬物問題への対処と対策のための全ての約束の実施に対するフォローアップが、麻薬委員会（CND）の会期間中のプロセスを通じて行われたことを歓迎し、委員会が、世界の薬物問題への対処と対策における科学的かつ証拠に基づくベストプラクティスの実施と共有に引き続き取り組み、加盟国を支援することを奨励する、特に、科学界、学界、市民社会からの貢献を含む、すべての利害関係者から生じる地域的・国内的な懸念、進展、ベストプラクティスについて、委員会が情報を得られるようにすることにより、その補助機関が、成果文書および関連するすべての約束の実施によりよく貢献する方法を引き続き検討するよう、委員会に求める；

57. すべての加盟国に対し、2024年のすべての国際的な薬物政策公約の実施状況に関する中間レビューの準備に関する麻薬委員会（CND）の議論に積極的に参加するよう求める。この議論には、総会による、世界の薬物問題に対処し、これに対抗するための我々の共同公約の実施を加速するための、国内、地域、国際レベルでの我々の行動の強化に関する2019年閣僚宣言のフォローアップに関するインプットを含めるべきである；

58. 事務総長の報告書²⁷ に留意し、事務総長に対し、第79回総会において、世界の薬物問題に対処し、これに対抗するための国際協力に焦点を当てることを含め、本決議の実施に関する報告書を提出するよう要請する。

第54回総会
2022年12月15日

原文：<https://digitallibrary.un.org/record/4000190>
プレスリリース：<https://press.un.org/en/2022/gashc4370.doc.htm>

²⁷ A/77/137.